

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷三十三第

行發日一月二十年六和昭

## 論叢

家屋稅移管問題 . . . . . 法學博士 神戶 正雄  
景氣變動と前進變動 . . . . . 文學博士 高田 保馬

## 時論

稅制整理を論ず . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

## 研究

米穀の生産費に關する一考察 . . . . . 經濟學士 八木 芳之助  
指數吟味の基準 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三  
清算市場取引の二形式に就いて . . . . . 經濟學士 今西 庄次郎  
十九世紀末の國際農業恐慌 . . . . . 經濟學士 靜田 均  
獨逸大銀行と中小工業金融 . . . . . 經濟學士 楠見 一正

## 說苑

再び育子教諭書について . . . . . 經濟學博士 本庄 榮治郎  
景氣變動の型より見たるドイツの失業 . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒  
中世の都市財政 . . . . . 經濟學士 大谷 政敬

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題  
本誌第三十三卷總目錄

(禁 轉 載)

# 中世の都市財政

大谷 政 敬

## 前 言

最近に於ける憲法の研究及び社會史的探究の成果は、近世國家が、一の先驅者を有して居たといふ見解に力強く吾人を導くものである。この先驅者は、近世國家に固有な徴標の多くのものを既に帶びて居り、且つこの先驅者の原型中には生成過程中の近代國家が、種々様々に意識せられて居る、その先驅者といふのは中世及び近世初頭の歐洲都市である。この都市に於ては、封建的且つ族長的支配構造の克服、即ち從來の個人的支配關係が、非個人的な國家理性の理念へ方向付けられた政治的權力に因り排除されて居る。そうであるからして、吾人はこの政治的形象内に於て合理的財政の最初の表現を求めることを得る<sup>1)</sup>。

上述の如き意義を有する中世都市の財政をば、イエ

中世の都市財政

ヒト氏の著書に基き<sup>2)</sup>適宜の分類を施して次に敘述することとする。斯くすることは、現代の所謂合理的財政の了解に資する所以と思考するからである。

## 一、中世都市の類型

中世に於ては、「都市」なる名稱を有して居た政治的共同体は、其れの經濟的構造からするも、將又其れの政治的社會的構造からするも、統一的性格を有する形象をば決して具現して居なかつた。

其の頃の都市は、經濟的に言ふと、自足自給經濟をば支配的に營んで居る廣大な村落ドルフと何等異なるものを見なかつたといふビユヘルの意見、並に社會學的に言ふと、「共同社會」の典型的諸特徴を有する形象に他ならなかつたとするテンニースの見解も、正鵠を失せるものである。尙ほ又中世都市には差別なく資本主義の發端及び社會的、政治的生活の「利益社會的」構造の先驅を發見し得ると信するテンニースの見解とは對立する主張も當を得て居ない(是の主張の代表者は就中憲法史

1) Vgl. Jecht. Wesen und Formen der Finanzwirtschaft S. 53.

2) Jecht, a. a. O. s. 123— s. 131.

家ザンデル氏である<sup>1)</sup>。

中世乃至近世初頭に於て、都市(都市制度を有する小邑)<sup>オルトシヤフト</sup>と稱せられたる政治的共同體は、事實上極めて種々な經濟的構造を有して居た。いま、其の當時都市と名付けられたものをば、單に最も重要な經濟的類型より區分すれば、純粹な農民都市 (reine Ackerbürgerstädte)、地方的に結合した販賣區域を有する工業都市 (Fleckenstädte) (工業的内地都市)、輸出工業都市 (Exportgewerbestädte) 及び商業都市 (Handelsstädte) となる。斯様に種々な經濟構造を中世都市は有して居たと同様に、都市社會の共同生活の仕方にも、未だ分解するに至らない世襲制度を有する共同社會からして、階級に分裂した「市民社會」に至る迄の極めて多數の多様性が存して居た。

上述の經濟的並に社會的多様性の形成は特に重要である、蓋し都市たる團體經濟の仕方の重要な相異が、凡ゆる經濟的並に社會的生活と緊密な照應を呈するからである。

## 二、合理的財政への崩芽

展開された市場經濟並に或る程度に於ける合理的行政を有する都市に於てのみ、財政の新らしき形態(合理的財政)が成育することが可能である。かゝる成育可能の條件が、中世都市の類型に於て如何に表現されて居るかを次に一瞥しよう。

農民都市が、法律上都市支配者の有して居た土地領有權及び裁判權に對して、自治的團體性格を獲得し、従つて自立的團體經濟の地位を贏ち得た時に於てすら、族長的財政なる從來の形態は、本質上依然として殘存して居た。而して財政の重點は、戰役、警備及び僅かな行政的活動に於ての人民の直接的且つ個人的寄與にあつた。また是の農民都市に於ても租税は存して居たが、其の種類に於ては田舎 (Platte Land) の租税と相異なるものではなかつた。是の租税は全然住民の主要生活資料の根源としての農業上の収益に結合した種々な地上負擔であつた。(註一)

1) Bücher, Toennies, P. Sander 氏の説に對する Jecht 氏の批判は、次の Jecht 氏の論文參照。  
„Studien zur gesellschaftlichen Struktur der Mittelalterlichen Städte“, Vierteljahrsschrift für Sozial- u. Wirtschaftsgesch., Bd. 19, 1926, S. 48—85. (Jecht, a. a. O., S. 123 より引用)

(註一) 殆んど凡ゆる都市は、本源的には農民都市と何等異なるものでなかつたからして、都市財政は其の初めに於ては、一般に田舎の財政と毫も相去るところはなかつた。十三世紀の後半に至る迄、動産的所有 (Bewegliche Table) の課税といふ現象は存せなかつたのである。一二八一年 Brandenburg 内の都市は、田舎と同様に段別 (土地の面積により課する) (die fixierte Hufensteuer) を支拂ふて居た。

次に手工業は、都市經濟の支配的形態ではあつたが、しかし尙ほ未だ賃銀労働の状態へ展開されず、従つて大體に於て依然として市場圏外に立つて居た。而して代價仕事としての手工業も亦、營利的企業會計と家庭會計とが密着して、凡ゆる徹底した合理的經濟の基礎を缺いで居た。たゞ伊太利の都市と及び獨逸國內の極く少數の大輸出工業都市並に商業都市に於てのみ、合理的財政への一層の展開があつたのみである。

最後に、所謂工業的内地都市の經濟生活は、市場經濟的勢力の侵入に因つて既に傳統的な生活基礎が動搖したが、しかし尙ほ未だ慣習の權威と、經濟者の個人的束縛とが保護されて居たので、財政に於ても亦、古

き族長的財政と新らしき官僚的財政とが、著しく相交错して居た。

(4) 都市主權の構造 吾人は、官僚的財政、即ち合理的財政形成への可能に對して、先づ都市主權の構造が役立つのを識る。合議制參事會としての都市主權の構成は、支配者個人に依屬することなき團體權力の性格を既に明白に表現して居る。しかしながら、都市財政の指導者としての參事會員は、租稅徵收の議決に因つて、自分自身の需要充足の手段を都市に納付せなければならぬので、都市の家計管理に於て、需要配分の問題は、彼等參事會員にとつては、切實な利害の問題であつた。次に都市有力者の合議統治、就中參事會の構成の方法が、專制的か或は組合的か兩者何れかの性格でありしことは、都市家計の形成にとりて影響を齎らすこと大であつた。

抑々、都市公共團體は、本源的に言ふと、一定の地域に住める人々に對しての支配的處分權を有する地域團體では無くつて、市民の個人的團體である。都市公

1) Moll, Zur Geschichte der Vermögenssteuern, S. 69. (Jecht. a. a. O. s. 124. より引用)

共團體への加入は、一に市民権の特殊な獲得に依存して居た。就中手段調達に於ては、強い族長的加味が、益々以て是の個人的に色彩られた支配關係に結合して居た。久しき歲月の間、市民は、都市に對して個人的寄與、戰役、警備、築城の勞務に服せしめられ、また都市の行政事務を擔當する義務を負はされて居た。そして、かゝる義務は、多くの都市に於て實に刑罰による威嚇で強制されて居たのである。

有給官吏制度は、都市行政の内部では概して尙ほ未だ廣く行はれて居なかつた。しかし獨逸國では、名譽職として活動する合議制參事會以外に特に都市書記局 (Stadtschreiberposten) が、全行政にとつて決定的な役所となるに至つた。また伊太利では既に比較的早い時代からして、市長は有給官吏であつたのを吾人は看る。

(□)、戰爭制度　都市の内部行政とは反對に、都市の戰爭制度には、夙に團體需要の市場的充當なる合理的財政の土臺が實現して居た。都市の傭兵制度の淵源は、既に地主の軍隊が未だ本質上知行に基いて居た

時代にある。該制度の發生原因は、一面戰爭技術の變化にあり、他面産業生活に従事する市民の不可缺性の漸増である。當時軍隊の費用、警備の支出が、往々都市家計の大部分を占めて居た。若し吾人が市民皆兵からして傭兵への軍隊組織の變遷の裡に、都市財政の支配的な市場經濟的形成への移行に對する固有動因を認めるとするも、それは決して誤れるところでは無い。

### 三、租稅制度

前述せる如く、都市財政が傭兵制度を契機として市場經濟的形成へ移行したといふことの反面には、都市經濟生活内の交換關係の發展を意味するものである。當時凡ゆる大都市の收入經濟は、貨幣的課徴に主として基いて居たといふことは、既に市場交通がかなり廣範圍に及んで居たといふ證明であると言ひ得る。而して勿論都市の租稅制度は、その形成に於て、經濟生活が從來の自給自給經濟的基礎を解消し初めたといふ事實からしてのみ了解し得る夥多の特徴を示して居る。

だが交換關係を通じての財政に於ける合理的浸透は徹底しなかつた。特に殆んど尠くとも中世期の獨逸都市では、經濟的計算的形成の最も重要な前提、即ち産業と家計の分離が、缺如して居た。かくて生産の大部分は、尙ほ未だ直接的に生産者自身の需要に充てられて居たからして、或る一定の年月を經過する迄は、處分權の増加に對する計量的表現は不可能であつた、即ち所得の事實と分離して、所得自體を捕捉することは難事であつた。この事態の裡に、就中後代の意味での所得税は、都市には未だ知られて居なかつたといふ事實の基礎が包藏されて居る。

(イ) 所得及財産混合税 (das städtische Geschoss) 後代の所得税と先づ第一に比較し得る租税、即ち都市の *Geschoss* は、所得部分と財産部分とを相互に分離せず  
に課税する。(是の税に就てはビュヘル<sup>1)</sup>の實證的研究及其他  
の文獻<sup>2)</sup>參照)

今や初まりつゝある購買性及び經濟的評價の是の時  
代に於て、一般に凡ゆる種類の租税客體に就ての經濟

者の處分權をば、唯一の公分母に齎らすといふことは既に課税上一進歩を意味する。言ふ迄もなく人は、最初、課税をなすに當り統一的仕方で全處分權を捕捉すること無しに、たゞ具體的租税客體を個々別々に捉えて居た。是の課税方法は、各都市に於て久しきに亘つて存して居た。(フランクフルトでは十五世紀末迄存す)

(ロ) 動産税 或る都市に於ては、動産の課税を重んずるといふことがあつた。このことは、當時未だ都市の經濟的基礎が、主として自足自給的需要充當であり、市場經濟はたゞ補充的存在であつたことを意味する。であるからして、市場經濟が或程度に展開した都市、例へば獨逸の工業的内地都市、仲繼貿易を生命とするハンザ同盟の沿岸都市では、動産に就てのこの高率の課税の記録は毫も無い。こゝでは、課税をなすに當りて、各經濟者の處分權をば最も大なる規模で捕捉する技術さえ完成されて居た。特に、資本主義的企業の搖籃地たるフロレンスは合理的課税査定<sup>1)</sup>の發祥地でもありと言ひ得る。

1) K. Bücher, Zwei mittelalterliche Steuerordnungen, Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte, 1922, S. 300 S. 328.

2) Vgl. M. E. Heidenhain, Städtische Vermögenssteuern im Mittelalter, Leipziger Diss. 1906. B. Moll, Zur Geschichte der Vermögensteuern, Leipzig 1911.

(以上 1) 2) の引用は Jecht. a. a. O. S. 126 より採る)

(ハ)財産税 財産税の出現は、正に浸透しつゝある都市の交換經濟の下に、凡ゆる經濟關係をば評價的に透徹することが可能ならしめたものである。だが財産で以て現實的に納稅義務者の經濟的處分權が、計量されることに對する前提は、市場經濟的交錯の一層の發展と共に愈々益々衰廢されなければならぬ運命に當面せざるを得なかつた。この前提は、經濟的富の重點が、土地家屋に(im Grund und Boden und im Hausbesitz)存する限りに於て適中する。實にその限りに於て、評價的單位として捕捉される「財産」は、經濟的能力に對し有用な標準として役立つ。これに反して、商業利潤及び自己の勞働をば市場的な價值に換算することからする處分權の増加が、經濟力の古き根源と並立して、或はそれ以上に現はるれば現はれる程公的需要充當の手段として、財産に應じて課税するといふことは、一層不充分となるに至る。實に、經濟生活の新情勢に適合するものと解されて居たこの財産税は、前掲の根本的な不充分性をば決して克服するを得なかつた

のである。多くの場合に起つた租税の減收と、そして「前納租税」(Vorsteuers)の徴收が一層擴大することを以てしても、勞働の市場的收益の精密な捕捉に導くを得なかつたし、また財産に對する高率の課税は、商業利潤の課税に導くを得なかつた。

(ニ)消費税 經濟生活の市場的形成に伴ふて財産税が不充分性を増大したと、他面所得に應じて課税するに對しての諸條件の缺乏は、正に展開された商工業を有する諸都市の財政收入をして、消費に就ての課税の擴大を來さしめた。此の時代では、市場經濟的所得の統一的捕捉は、未だ不可能であつたとするも、各人の處分權(購買力)が市場での需要充當の各行爲に現はれる場合には既に喰入ることが出来る。事實中世の最も重要な諸都市では、消費税(Aufwandsteuer)の收入が、全收入體系の主要部分となるに至る程度に發展せしめられて居た。實に是の消費税の發展は、從來の財産税を完全に廢止する都市を生ずるに至つた。例へばKölnでは一三七一年以來、Duisburgでは一四〇六年

以來、伊の Genua は一四八九年以來財産税は廢止せられるに至つた。是の形成に際して勿論また政治的影響が、即ち都市參事會員たる財産所有の門地の支配が、財産税廢止に重大な役割を演じたところは拒めない。例へば Köln に於ける財産税の廢止は、直接に門地支配に基いて居る。

公的手段調達の重點が、消費の課税に置き換えられたことは、就中、生活に須要な需要財貨の課税が問題となればなる程、一層貧民階級の一方的負擔に歸することを意味する。斯くて、新しい消費税 (Verbrauchssteuer) の採用に際しては、貴族的都市主權に反抗する組合職工群の一揆が極めて屢々蜂起した。

#### 四、公債收入

團體經濟の特性が、如何に力強く經濟生活の全構造に因つて規定せられるかといふことは、特に公債の形成に際して明白に現はれる。信用其れ自體たる事實、即ち後日での反對給付要求權の委任は、貨幣評價的市

中世の都市財政

場經濟内で初めて大なる意義を有し得る。實に、經濟的領域に於ける評價が、全經濟的行動を浸透するに至つて初めて、公債は從來給付と反對給付の統一的評價の不可能のために狭小であつた限界を飛躍するに至つた。

當時都市の起債目的は、第一に戰費の支辨であつた。そして屢々其他の臨時費支拂のためにも起債されたが、伊太利以外の諸都市では、所謂生産事業のための公債は存せなかつた。伊太利では、都市自體が企業をば公債收入によりて經營し以て、一般私企業と競争を行つて居た。かゝる企業公債には、擔保を必要とし、時に、債權者の掌中に流れ込むことも稀れでは無かつた。是の種の債權者は、Genua の例が示す様に、都市の借入金金の拂戻或は借換を阻止する程に勢力を逞しくするに至つた。

#### 五、財務行政

中世の都市團體經濟は、凡ゆる合理的發展をなしたに不拘、時代の全經濟的生活は過渡的なるものであつ



たからして、この過渡的特色は、財務行政の方法並に租税徴収の技術の内に明かに反映されて居る。この時代の特色は、統一的な家計々算 (Haushaltrechnung) の缺如である。「國庫統一の原理」(Prinzip der fiskalischen Kasseneinheit) の無きことは、中世都市會計の顯著な特徴である、尠くとも獨逸に關する限りは然りである。多數の特別會計は、一般會計と並存し、各官衙の會計は、寄附財團の設立に因つて獨立化せしめんと、努力が行はれて居た。そして各官衙は、自分の官吏を負擔せなければならぬといふ原則に矩つて居たので、手数料制度は大なる意義を有して居た。しかし收入の動搖恒なく、時には寄進による彌縫、或は有給官吏の鹹首を行ふ等、とかく意識的に合理的な家計遂行を圓滑になすを得なかつた。

是れとは反對に、伊太利に於ける收入の恒常性が、往々租税請負制度により齎らされた事は一の進歩を意味する。奇妙に聞えるであろうが、吾人は租税請負制度をば、正さしく豫算經濟 (Budgetwirtschaft) の發端

と名付けることが出来る。後代に於ては、即ち政治團體が一つの意識的な合理的形象となるに至つた後には、時代遅れ、反動的と考へざるを得ない租税請負制度も、前官僚的都市共同體の域内では、疑ひも無く合理化途上への一進歩を意味する。このことは、次のことを想起することによつて充分了解せられるであらう。即ち個々のものは、歴史的imageの全聯關からしてのみ、其の時々の意味を獲得するといふことを。

### 結 言

上述せるところによりて、確認せられ得ることは、「中世の都市財政に於ては、古きものも新らしきものも尙ほ未だ取換えられずに並存して居る移行現象の典型的な像である」と。  
(六一—一二二)